

セケンの狭小化という、いわば第三者のまなざしが機能しにくい状況の中で、肥大化した自己はいきなりタニンと行きずりの遭遇する確率は飛躍的に高めている。さらに行きずりの遭遇にとどまらない意図的接点をもち結びつく可能性を情報化と情報機器がもたらしたのである。携帯を介した援助交際や出会い系サイトといわれる世界はその典型といえよう。ここに至ってタニンは、これまでのように甘えも遠慮も関係のない世界ではなくなり、ひょっとすると一時であれ肥大化した自己意識と甘えを受け入れてくれる“本当の(?)”ミウチが見つかるかも知れない仮想世界と化してもおかしくない。仮想世界でのことゆえ、それは“本当の”でも現実でもないのだが、仮想世界ゆえに青い鳥探しが可能に思われてしまう。

「毎日がただ辛く、辛く、辛く、……。逝く根性もなく毎日をぷかぷかと浮かぶのみ。だれかこんな僕を別界へ、いざなってくれませんか」といった掲示板の書き込みを読むと、甘えも遠慮も関係のないタニンであるからこそ第三者からの細かい詮索や介入非難もなく、それでいて甘えを受け入れてくれる気まぐれなタニンを求める肥大化した自己が浮かび上がってくる。

こうした有り様を現実にも可能にしたのは、現代日本の社会状況を背景にして生じた現代人の人間関係パターンの変化と、これにスパークを与え集団自殺の可能性を提供した情報化革命である。日帰り旅行の同行者

を求めるような集団ネット自殺の勧誘メッセージにみるのは、以上のようなことである。

なお以上のことは、当然社会の富裕化の恩恵を最も享受し、その結果個別化、個人化傾向のより一層強い若者に顕著な特徴といえる。他方、若者のすべてがそうではないことは言うまでもない。あくまでも大勢的な傾向としての議論である。

4. 仮想社会的空間と人間関係の特徴

1) デジタル・コミュニケーションの優先
人間のコミュニケーションの仕方は字義通りのデジタルなコミュニケーション要素が、その真意、背景の動機、情緒が感性や想像力によって補われつつ進行し、現実的に成立している。このアナログなコミュニケーションなくしては人間の社会的コミュニケーションは決して成立しない。このコミュニケーションレベルの齟齬を問題視し、分裂病(統合失調症)の家族的成因と位置づけて展開したのが人類学者ベイトソンの二重拘束説である¹⁰⁾。

仮想社会場面では、デジタルなコミュニケーションにおいては迅速簡便正確であるものの、若者の絵文字の応用利用にみられるようにその発話の背景にある感情、微妙な意味あいなどは十分伝達されるかというところではない。しかしそれが欠点として作用する場合もあれば、そうでない場合もある。そうでないのが対面的人間関係が苦手で、むしろ掲示板やネット・コミュニケーションを好む一部の若者の例である。

「死にたい」を「死ぬほどつらい、助けて」と読み替えるように推奨されるのが自殺予防の世界である。専門家にとってでさえも、そうしたメタコミュニケーションの理解への必要性がマニュアル化されねばならぬほどに重要な事柄である。ところが、デジタルな発話では「死にたい」はその背景の心理的状态や感情はほとんど推測しがたい。軽口や冗談なのか、軽い微妙な念慮なのか、それとも危急のメッセージなのか。かつて若者が「むかつく」という言葉を口にしたりした時期、大人の側は屈折した怒りの感情の底深さに驚愕さえ覚えたものである。ところが実際には、ボキャビュラーの誤用、貧困さに起因するごく浅い感情表現でしかないことがわかって、妙に安心した経験を有する。

表情、声色、話し方のピッチやイントネーションなど、直接的コミュニケーションであればその心理状態や感情を推し量ることはそう難事ではないといえる。また直接的コミュニケーションで無い場合でも、ほとんどの場合その発話のコンテキストから私たちはその真意や心理を無難な程度に了解しえている。このようにして成り立っているのが私たちの日常的なコミュニケーションである。一方、メールなどのコミュニケーションでは、コミュニケーションである以上コンテキストがないわけではないものの、そのシンプルさ、簡便さゆえに掛け合い的相互作用による確認的要素が欠ける傾向が強い。むしろ真意をぼかすためには便利なコミュニケーション手段と認識され

ていることを窺わせる使われ方さえ観察される。

本来的に人間のもつコミュニケーションのもつ複雑さと複合性を備えたネット・コミュニケーションであれば、そして「死にたい」が「死ぬほどつらい、助けて」というメタメッセージであることを真とするならば、ネット掲示板の「死の同行者」の勧誘広告が「生の同行者」へと転換することさえ十分にありうる。いくつかの自殺サイトはこの可能性を探って立ち上げられたものである。もちろん逆も真である。「生の同行者」が「死の同行者」に転換することもあるだろう。しかしその可能性は「生の同行者」への転換可能性よりははるかに低いであろうし、少なくとも上回ることはないであろう。

2) 第三のまなざしの不在

自殺募集サイトのネット・コミュニケーションのもう一つの特徴は、男女間の密会の約束のようにそうすべき理由がないにもかかわらず、二人だけのあるいは密室的なやりとりのコミュニケーションになりがちな点である。加えて相手も自分もお互いに、ネットによって交わされるメッセージ以外の総体的な情報をほとんど総合することなく、すなわち話し込むタイプの会話はほとんどなく、目前の関心事だけの“情報の交換”だけで相手とやりとりをしている。

第三者のまなざしが欠落し、逸脱した直接取引が第三者からなんの介入もなしに進展してしまうのがネット自殺者の相互合意

形成過程の特徴といえる。それも願望を共有するもの同士であるため、この合意形成過程はきわめてスムーズに短時間で進行する確率が高い。

自殺志願者公募広告は多くの場合掲示板に貼られるため、一見第三者のまなざしに曝されているようにも思われる。しかしそのまなざしはほとんどが同好者からのものと想定される。仮に異論が記載されても、対面的コミュニケーションの場であればなんらかの返答が期待要求されるものが、ネット・コミュニケーションでは単純に無視するだけでよく、あり得たであろう第三者の介入的まなざしは実質的に無化されてしまう。

また目前の関心事に特化した“情報の交換”だけで仮想の相手とコミュニケーションしていることで、現在子どもが何人いるのか、要介護の老親を抱えているのか、受験を目前にしているのか、本当に過労で追いつめられているのかそれともストレス耐性が低いだけなのか、一番気に入っている思い出がなんなのか等々、その人をまさにその人個人となさしめている各種の要素の総体が極端に背後に後退してしまう。第三者そのものでなくとも自分のまなざしを相対化する、自分の中のもうひとつのまなざし、すなわち第三のまなざしも希薄化しがちとなる。

第三のまなざしとは異質な意見、相対的な見方のことである。私たちの通常のコミュニケーションでは多かれ少なかれこの第三のまなざしに否応なく曝されている。あ

る意志決定をするときには、こうした第三のまなざしが介在しており、またこのメカニズムが作用する限りにおいて社会が存在し、社会への絆が維持されてといえる。この意味で、ネット・コミュニケーションは利用の仕方では従前には決して出会えなかった人びとを結びつけ、活動を共有させる「魔法の絆」を提供する新たな時代の社会的コミュニケーション・システムである一方、第三のまなざしをシャットアウトする秘密結社のコミュニケーションをも可能にする。

前段の現代日本の人間関係の変質を想起すれば、ネット・コミュニケーションは肥大化した自己に社会的絆を提供する有力な媒体であるのだが、その絆は世間ではなく、広大な「他人」ゾーンの人びととの架け橋となる。その限りでネット・コミュニケーションは一定の異質なまなざしとの接点となりうるが、秘密結社の想念を強く願望する人びとには肥大化した自己を相対化する第三のまなざし効果を期待することは難しく、反対に二者間の同好の士を一本釣りする広大な釣り堀的機能を果たしてしまう点に、これほどにネット集団自殺を広め、安直に選択させ得た状況を形作った社会的・技術的背景があるとかんがえるものである。

3) 第三者による確認

ネット自殺は集団自殺の形をとることが圧倒的に多く、それがメディアや社会の注目を引く理由の一つである。自殺者3万人

時代の現在の日本においては、既に個人の単独自殺は報道の関心を引くには不十分であるのかとさえ考えさせられる。

この集団自殺には時に6人の事例もみられるが、3人の場合が多い。社会学では3の数字と集団は密接な関連性を持つものとして理解されている。形式社会学を提唱した G.Simmel はメンバーが3人になって初めて関係性は安定し、したがって集団形成の要件も構成員が3人以上であることに着目している¹¹⁾。その理由は、二者関係ではどちらか一方が離脱してしまえば関係それ自体が消滅してしまう脆弱な関係性にとどまっているが、三者関係になるとそうした関係性の保持、持続における脆弱性は劇的に低くなる。加えて単に $<3-1=2>$ という事実のみならず、 $<1+1=2+\alpha>$ として定式化できる創発特性 (emergent property) がある。社会の社会たるゆえんは、個別要素に還元しきれない「全体は総和以上のもの」というテーゼによって示される。集団や継続的な関係性には、個別要素の還元され得ない部分が発生し、この特性があるからこそ個人の意志や希望だけで関係が簡単に消滅するものではないのである。この意味で α は創発特性と呼ばれ、私たち諸個人を超越して私たちの外部に存在しかつ拘束的に作用する性質を持つ。夫婦が気分の変化で簡単に他人になることは難しく、それなりの介入や手続きもある。そして上記のごとく、第三者のまなざしもある。E.Durkheim¹²⁾ はこれこそ社会の本質的なものと考え、これを社会的事実と呼んだ。

翻ってこうした社会学理論をベースに考えてみると、なぜネット自殺が集団の形を取るのかが少し見えてくる。要は自殺への選択意志を確認してくれる相手と、ならびにこの相互意志の成就が途中で腰砕けにならない保証としての第三者を必要とするほどに、彼らの関係性は電氣的信号によってつながっているだけの薄弱な絆でしかない。この点で、これまでの心中自殺とは大いに異なる。自殺への願望はあるのだろうが、その意志は堅固でなく、明日になれば心変わりさえしかねない自分の選択を支持確認して一緒に同行してくれる相手が欲しい、それも同じ様に確信のない自殺願望の相手1人では決行プロセスに支障が生じる畏れをお互いが十分に察知しているからこそ、個人の心変わりを拘束する舞台設定、すなわち3人以上の集団自殺のスタイルをとるのであろう。

要するに、ネット・コミュニケーションは一方で第三者のまなざしを欠落させやすいのだが、まさにこのこと故に自殺の遂行にあつてあまりにも薄弱な電気信号だけの絆の頼りなさを補うために第三者の確認を必要とする（自殺の集団化）というアイロニカルな状況から「ネット故の集団的な形」をとる自殺形態が生じるのではないだろうか。

掲示板に記入された「やはり一人では寂しいですから」とのメッセージは、自殺願望の意志の薄弱さとこれをお互いに補うための同行者募集広告である。また「心中相手を捜しています。女性に限ります。方法

は練炭による一酸化炭素中毒です。すべてそろえ終わりました。」とサイト掲示板に記して集合した三人（男1、女2）がアパートの一室で集団自殺した事例でも、第三者を引き入れたにもかかわらず、それはあくまで同類者のまなざしであり、決して異質相対化のモーメントを有したまなざしではなかったはずである。

5. まとめと示唆

なぜネットによる募集なのか、なぜ集団自殺の形をとるのか、について社会学的考察を加えてきた。その結果、ネット集団自殺にはれなりの了解できる背景状況があることを示せたと考える。ただし、それはあくまで「ネット集団自殺」という自殺のスタイルを説明したに過ぎない。なぜ若者が、時に中年者までもが、スタイルはどうであれ自らの命を絶って自分を終わりにしたいと感じてしまうのか、一言で言えば「生きにくさ」の問題については本論では触れていない。この問題はそう簡単に扱えるトピックではなくもっと根本的な考察が必要とされる。また今回の課題の射程範囲外にあるものである。

「ネット集団自殺」に関して今回は社会学的視点から検討を加えたものの、今回の作業からの帰結と示唆は、ネット集団自殺というスタイルにあまり目を奪われるのではなく、そもそもなぜ「生きにくさ」と表現されるような上記の問題が若年世代に広がっているのか、を問うべきであろうというものである。

もちろん防止策として、たとえばネット活用規定の見直し議論があっても構わない。二者間の秘密結社のコミュニケーションにならないような工夫が必要との提案も、それが技術的に可能ならば結構なことである。もちろんこの「技術」にはハードとソフトが含まれ、その成否は特に信条の自由、通信の自由など現代社会を成り立たせている根本的な社会原理と抵触してしまう危険性をどうマネージできるかにかかっている。

他方予防の観点からは、そうした議論とは別に、やはりなぜ特に若者が日帰り旅行募集のごときメッセージひとつで「簡単に」自殺を選択してしまうのか、その心情や人間関係観、ストレス耐性・脆弱性問題、フリーターや neet、ひきこもりを生み出す社会経済的状况など、複合的観点から若者も夢や希望をもてる社会と健康な心づくりを探ることが肝要と考える。そもそも現在生じているネット集団自殺への即効薬もなく、地道な社会づくりを目指すしかないとの立場である。

文 献

- 1) スペクター、M・キツセ J. I. (村上直之・中河伸俊・鮎川潤・森俊太訳)、社会問題の構築—ラベリング理論をこえて—、マルジュ社、1987.
- 2) 宝月誠、社会病理とはなにか、大橋薫・望月嵩・宝月誠編、社会病理学入門、2-12、学文社、1978.
- 3) 土居健郎、「甘え」の構造、弘文堂、

- 1971.
- 4) 木村敏、人と人の間—精神病理学的日本論—、弘文堂、1972.
 - 5) 中根千枝、タテ社会の人間関係—単一社会の理論—、講談社新書、1967.
 - 6) 浜口恵俊、間人主義の社会日本、東洋経済新報社、1982.
 - 7) 井上忠司、「世間体」の構造、日本放送出版協会、1975.
 - 8) ヴォーゲル、E. F. (広中和歌子訳)、ジャアパンアズナンバーワン、阪急コミュニケーションズ、1980.
 - 9) 清水新二、家族精神保健論序説—現代家族の私事化・個別化状況をめぐって—、精神保健研究、37、137-150、1991.
 - 10) Bateson, G., Jackson, D., Haley, J. and Weakland, J., Toward a Theory of Schizophrenia, Behavioral Science, 1, 251-254, 1956.
 - 11) ジンメル G. (居安正訳)、社会分化論、青木書店、1970.
 - 12) デュルケム、E. (佐々木交賢訳)、社会学的方法の基準、学文社、1979.

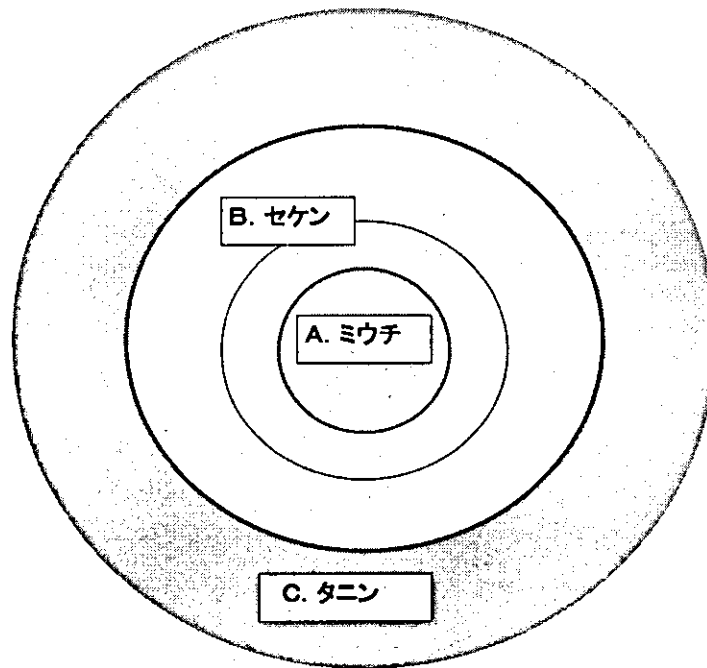


図 1 : 従来の世間体三層構造

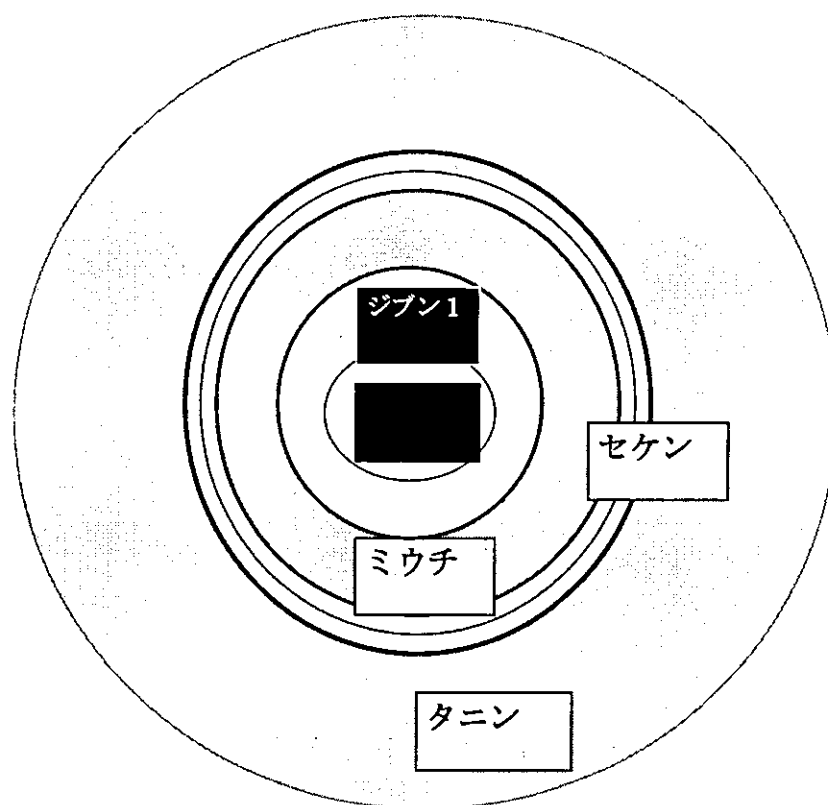


図 2 : 最近の世間体の構造

平成 16 年度厚生労働科学研究費補助金(厚生労働科学特別研究事業)
Web サイトを介しての複数同時自殺の実態と予防に関する研究
研究協力報告書

通過儀礼を喪失した社会の悲劇

町田宗鳳(東京外国語大学)

自殺と宗教の相関関係

ネット自殺発生のメカニズムに、精神医学や社会学の立場から検討を加えることはオーソドックスな方法であり、その的確な分析が、この現代的問題に歯止めをかけてくれることを大いに期待したい。しかし、即効力のある自殺防止対策という次元から一步離れて考えてみれば、ネット自殺に限らず、自殺一般の問題を考えると、避けて通れないのは、宗教の問題ではなからうか。

自殺が皆無である国は存在しないが、自殺を罪惡視するような宗教的伝統が根強い社会であれば、当然のことながら、自殺率は低い。たとえば、ユダヤ教、キリスト教、イスラム教などの一神教では、自殺は万物の創造主である神に対する最も冒瀆的な行為の一つとされる。

神の被創造物である人間に、みずからの生命を絶つ権利は与えられていない。天災人災を問わず、過酷な状況に置かれても、一神教的な信仰をもつ人々が、容易には自殺を選択肢とみなそうとしないのは、そのためである。もちろん、欧米社会でも自殺は少なくないが、それはキリスト教離れが進んだ現代文明的な社会現象であるといえる。

その点、ほぼ連日、通勤電車が止まるほどの夥しさに自殺が実行され、それによって男性人口全体の平均寿命が下がるほどまでに、深刻な状況に陥っているのは、自殺大国の日本ぐらいのものであろう。

一神教的な世界とは対照的に、多神教的な世界では、個々の人間に神々の被創造物という意識は弱く、人間や動植物の区別を超えて、一つの〈いのち〉を共有するものとしての連帯感のほうが強い。そのような宗教文化が根付いている社会では、〈個〉のオリジナリティーよりも、〈群れ〉の秩序が重視される。

ということは、多神教的コスモロジーをもつ社会では、〈個〉の主体性よりも、共同体内部での役割分担が重要となる。今も昔も、日本人が村八分を最も恐れるのは、それが単なる組織からの追放ではなく、自己の存在価値そのものが否定されたと受け止めてきたからである。

そのような共同体内部の〈個〉を繋ぎ止める上で、大きな役割を担ってきたのが、共有される価値観としての宗教文化である。神事や仏事といった宗教儀礼を年々歳々、滞りなく実践するためには、共同体を形成する全メンバーの連携プレーが不可欠となるからだ。

しかも、そのような共同体に支えられる宗教儀礼というものは、現実生きる人間同士の連帯感を維持するだけでなく、神仏やご先祖といった不可視的世界の存在との関係性を強める働きをもっている。キリスト教国の中でも、儀礼を重視するカトリック国のほうが、教義中心のプロテスタントが主流の国よりも、自殺率が低いのが一般的傾向であり、宗教儀礼がもつ社会学的意味合いには無視できないものがある。

われわれが今ここに生きているという単純にして荘重たる事実が、決して偶発的なものではなく、四十六億年前の地球誕生以来、劇的な変化を耐え忍んできた生命進化の最先端に位置していることを実感させるところに、信仰の一つの働きがあるといえる。

ところが、現代日本では加速度的に宗教儀礼が社会慣習から抹消されつつある。明治維新で日本が封建主義に決別することを内外に表明して以来、われわれが抱き続けている近代文明への憧憬が、合理性だけでは割り切ることができない宗教文化軽視の風潮を生み出してしまったのである。

その後、敗戦という国民的なトラウマを経験することによって、国家主義や軍国主義と歩調を合わせてしまった宗教的伝統への拒絶感が、一層強まることになった。さらに、戦後教育は皮相な近代主義に走り、若者の心に宗教的情操を培うことを罪惡視し、日本人の宗教離れに拍車をかけることになる。

市場原理至上主義を謳歌する超大国アメリカでさえ、キリスト教的価値観が政治やビジネスを含めた世俗的営為に対して、強固な精神基盤を提供していることを思えば、自国の歴史と伝統に自信を喪失し、共産主義国でも見られないほどの唯物論的思潮に洗脳されてしまった現代日本人の精神構造は、そうとう危うい状況に置かれていると考えてよい。

通過儀礼の重要性

宗教文化の希薄化に伴って、さまざまな伝統的儀礼が消滅していくことになったが、ネット自殺という問題を考える上で看過できないのは、現代日本社会から、ほぼ完全に通過儀礼（イニシエーション）が抹殺されてしまった事実である。

通過儀礼とは、何らかの試練を若者に課すことによって、それを無事通過した者のみを共同体の成員として正式に迎え入れる儀式である。近代以前において、通過儀礼をもたない共同体は皆無であったと言い切ってよいだろう。

若者は、通過儀礼の試練に挑みかかり、それに何度か失敗することによって、ますます自立することへの責任感を深めたはずである。その試練は決して形式主義的なものではなく、生死を分かちほどの過酷さを突きつけられた若者たちは、全身をわななかせながら「一人前」の人間になることの厳しさを、ひしひしと感じ取ったのである。

近代社会において、このプロセスが省略されたということは、未成年と成年の〈境界線〉が曖昧にされたまま、未熟な魂が社会構成員として迎えられていくことを意味する。そして、この通過儀礼という〈境界線〉が消し去られたという事実は、思いのほか重大

なインパクトを現代社会に与えることになった。

それによって、まず善悪という倫理的な〈境界線〉が、ぼかされることになった。日本中の自然環境にゴミが溢れているのは、人目につかないかぎり、何をしてもよいという感覚が蔓延している証拠である。それと同じ感覚で、ごく普通の市民が自転車泥棒から始まって、コンビニ強盗、保険金殺人事件等々の凶悪犯罪にまで行き着いてしまうのである。もはや犯罪行為が暴力団のような特定グループに限定されなくなったわけだから、現代日本で「犯罪の民主化」が起きているといってもよいのかもしれない。

そのような社会であるから、過剰なほどの羞恥心をもっているはずのうら若き女性たちまでもが、金銭目的でいとも簡単に、見知らぬ男性相手に援助交際に踏み込んでいく。このことは、性道德の〈境界線〉も消えたことを意味する。

倫理的な〈境界線〉のみならず、ついに生死の〈境界線〉までもが見えなくなってしまった日本人が、年間三万件以上の自殺を実行するに至ったのも、当然の帰結なのかもしれない。

さらに、ぼかされた〈境界線〉は、個人の精神構造まで侵入してきたらしく、最近とみに増えているのは、〈境界例〉と呼ばれる神経症と精神病の境界領域の症状である。現在、日本では約250万人が、この境界性人格障害に罹っているとされる。

〈境界例〉の症状は多彩であるが、自分が消えてしまうような恐怖感、堪え難い孤立感、悲しみや惨めさ、見放された絶望感、侮辱されたような憤りなどの傾向を示し、現実逃避の心理が共通して観察されるようだ。自殺未遂を繰り返す患者も少なくないらしいから、ネット自殺を図る者にも、〈境界例〉が当てはまるケースは少なくないと思われる。

それにしても昨今、成人式の会場で無意味に騒ぎ立てる若者が増えているが、あの年齢に至るまで幼稚な「甘え」の心理を許してしまった社会の責任は大きい。若者が、逆境の中で自己鍛錬を積むという機会を奪い取られているということは、本人にとっても社会にとっても、大きな不幸であるといえる。

共同体を支える一員としての責任感も緊張感も、最初から求められていないわけだから、精神科医・小此木啓吾のいう「モラトリアム人間」や、もはや現代日本語の一部となった「フリーター」や「ニート」と呼ばれる人種が続出することになる。

たとえばニートについて、小杉礼子（労働政策研究・研修機構副統括研究員）は、以下のように類型化している。

- I ヤンキー型：反社会的で享乐的。「今が楽しければいい」というタイプ
- II ひきこもり型：社会との関係を築けず、こもってしまうタイプ
- III 立ちすくみ型：就職を前に考え込んでしまい、行き詰ってしまうタイプ
- IV つまずき型：いったんは就職したものの早々に辞め、自信を喪失したタイプ

このような心理傾向をもった若者が大量に生まれてくるのは、彼らが通過儀礼という試練を経ずに、無防備に社会に進出したためにほかならない。ネット自殺というのも、本質的には現実逃避の心理に由来するものであり、日本社会が生み出した究極の「甘え」であるといえる。自らの生命を絶つという最終的な決断も、自分一人ではなしえず、集団の力を借りざるを得ないほど、依存心が強いことを示している。

通過儀礼というのは、それを通過することよりも、それに挫折することに意味があると言っても過言ではない。挫折とは、みずからが構築した価値観の否定であり、人はそれによって、一種の〈死〉を体験することになる。個体の生物学的死は〈死〉の狭い定義であり、実はわれわれは生きながらにして、日常的に〈死〉を体験しているのである。そのような挫折から立ち直ることは、〈死〉からの復活を意味し、それを繰り返すたびに人間の魂は内的な成長を遂げていくことになる。

現代人の壊れた本能

ところで、2004年10月12日埼玉県皆野町でネット自殺をした男女七人の中には、二児をもつ母親（34歳）が存在していたのは、驚愕である。本来は極めて野性的な側面をもつ人間性を徹底的に歪曲してしまった現代文明は、母性という最も基本的な本能さえ内部崩壊してしまった人間を生み出すに至ったのである。動物でも、わが子が自立するまでは必死に生きようとする意志力をもっていることを考えれば、これは余程異常な現象といわざるを得ない。

本能とは、個体がもつ生命力に由来するものであるが、現代日本人の多くが、天性賦与されているはずの本能をも崩壊してしまっているのである。本能が正常に機能していれば、生への執着という形ででも、集団的自殺という虚無的行為に走ることに抑止力が自ずと働くはずである。

ましてや自殺という重大な動機を共有する人間が数人集まった場合、「君は、なぜ自殺を望むのか」といった話題が集団の中に自然発生的に持ち上がり、それまで誰にも告白することのなかった抑圧感情を吐露するうちに、それぞれの苦悩を相対化する心理が働き、やがて自殺遂行を断念するに至る可能性も少なくないと思われる。

ところが、ネット自殺を図る人間群は、いよいよ自らの命を絶つという切羽詰まった局面においても、本質的な会話を成立させることもなく、あたかも外出前にアパートのガス栓を止めるような気軽さで、親が必死の思いで育ててくれた生命の炎を消し去ってしまうのである。

日本の伝統文化の中では、自殺が罪悪視されず、それなりの場所が与えられている。人々は、名誉のために詰め腹を切る武士や、心中で悲恋を遂げようとする男女に、底知れぬ〈もののあはれ〉を感じ取り、それを文学や演劇に昇華し、幾世代も語り継いできたのである。

しかし、ネット自殺には、そのような悲壮感もロマンもないのが特徴である。狭い車

内で、若い男女が整然と座席に坐ったまま、事切れていく。永遠の宇宙に繋がる〈死〉を矮小化し、意識上の出来事としてしか認識できなくなっている者の自殺遂行は、真の意味で哀れである。

生への衝動としてのエロスが、極端に脆弱化してしまった人間集団が、現代の日本社会といって過言ではない。かつてオウム真理教徒によるサリン事件が起きた時も、筆者はその原因が日本の若者の病めるエロスにあると論じたことがある。指導者浅原彰晃のカリスマの正体は、幼いときからの身体的な劣等感がデフォルメされた強烈なエロスに他ならない。その魔性的なエロスに、無防備に引き込まれていったのが、脆弱なエロスしか持ち合わせなかった現代的若者の魂なのである。

ネット自殺とは、病的なエロスが自虐的に暴発したものであり、恐らくそれを実行しようとする若者たちが、たまたまカルト集団を統率するカリスマ的指導者に出合えば、その洗脳の如何によっては、躊躇することなく殺人行為に走る可能性は少なくない。エロスが弱体化した人間は、希薄な自我意識しか持ち合わせていないからである。

共同体とセルフ・アイデンティティー

共同体内部の人間関係が希薄になり、個人主義が進んでいるのは、全世界的な傾向であり、〈個〉の能力を重視し、それを一種の資産とみる近代社会では、当然の成り行きである。

しかし、そのような精神傾向は、もともと一神教的コスモロジーをもつ社会では、個性重視の文化的な基盤があるために、それほど深刻な問題を起こすことがない。ピラミッド型社会構造の中で、個人は最大限に能力を発揮し、あらゆる手段を駆使して、その頂点に立とうとする。頂点に近づけば近づくほど、人間を自分の似姿に創造したという神に接近することになり、その力強いリーダーシップが社会においても高く評価される。

反対に、多神教的コスモロジーをもつ社会では、共同体の連帯感というものが、個々の成員のアイデンティティを構成するための本質的役割を担っている。むしろ強い個我は、共同体の秩序を乱す者として忌み嫌われてきたことは、「出る杭は打たれる」といった諺にも明らかである。日本人が、必要以上に世間体というものを気にするのも、それが崩れてしまえば、自己の存在価値をも脅かすほど重大なものと捉えているからである。

そのような文化的土壌のある日本で、共同体の連帯感が急速に空洞化しつつある。一つには核家族化に伴って、密接な近親関係が崩れたことと、もう一つは東京一極集中型の経済構造によって、伝統的な共同体組織が機能しなくなったことに、大きな原因がある。

筆者は、過去十数年海外で在住した後、東京に暮らすことになったが、これほど人間関係の希薄な地域社会を知らない。同じ団地に住んでいても、隣人同士が会話をすることもないため、家族構成や職業についても、まったく無知のままである。個人主義が徹

底し、隣家との距離が相当あるアメリカでも、ご近所の事情については、もっと詳しく情報交換が成立している。

共同体の関係性の中でこそ、セルフ・アイデンティティーを見いだし得てきた民族社会において、皮相な個人主義が蔓延し、横の連帯感が崩れていくことは、個人主義が文化的基盤となっている欧米社会とは異なって、格段に大きな危険性に晒されることになる。

未熟な自我意識は、孤独に耐え得ないために、その孤独感を打ち消してくれるような対象を必死になって求める。それが宗教教団であったり、癒し系セミナーであったりするわけだが、そのような集まりに身を投じていくだけの行動力すら持ち得ない人間が急増している。あまりにも薄弱な意志を持ち合わせない彼らは、自己の感情と行動の間に横たわる〈境界線〉を跨げないでいるのだろう。

自己閉塞的な状況を客観化できずに、無自覚な孤独感を抱え込んだまま、ますます内に引きこもっていく。そのような人間の魂が、夢遊病者のように彷徨っているのが現代社会なのである。だからこそ、以前には想像もしなかったような奇怪な社会現象が生じている。ネット自殺もその最たるものであるが、相次ぐ学校内での殺人事件、性的いたずらを目的とした少女誘拐殺人、中高年層の高い自殺率など、心痛むニュースが毎日のように耳目に飛び込んでくる。

それぞれの事象は、一見、繋がりが無いように見えていても、その根底は繋がっている。その根底が何かといえば、現代日本人が与えられた〈いのち〉の重みを、もはや実感できなくなっているということである。

避けて通れない〈死〉の教育

〈いのち〉の重みを感じる能力としての生命感覚が、希薄になってしまった原因はどこにあるのだろうか。単刀直入に言えば、それは現代人の目から、〈死〉を覆い隠しすぎていることにあり得ると思われる。

〈いのち〉の尊厳を実感していくためには、〈死〉を直視する必要がある。年老いた者や重い病に罹った者が、長い道程の果てに、ようやく〈死〉を迎えようとする時、彼らを家族の生活空間から隔離してはならないのだ。

家族から引き離された上、機械に埋め尽くされる集中治療室で、〈死〉という最も荘厳な瞬間を迎えることほど、人間にとっての悲哀はないだろう。それは、生き残る者にとって最高の教育である〈死〉を、空しいものにすることでもある。

バタイユの言葉を借りれば、〈死〉こそが、われわれの知的理解を遥かに越えて、永遠の時間の流れを感じさせてくれる〈至高性〉なのである。生者は〈死〉に触れることによって、意識下に広がる不可知の世界を垣間見、生の脆さと危うさをひしひしと感じ取る。それなのに、それほど重大な〈死〉すらも意識上の出来事としてしか受け止められなくなった若者たちが、パソコンをリセットするような気軽さで、〈死〉に憧れる。

では、ネット自殺の予防策は、どこにあるのか。その回答は、逆説的な言い方になるが、〈死〉にあると言わざるを得ない。「毒を以って、毒を制する」と言われてきたように、〈死〉を軽視し、〈死〉を侮蔑する者には、剥き出しの〈死〉を見せ付けていくより他ない。

かつては仏教寺院では、縁日などにおぞましい光景が描かれている地獄絵を参拝客に掲げ見せ、「善根功德を積めば極楽往生し、悪業を積めば墮地獄の苦しみを味わう」であろうと僧侶が説教したりすることにより、〈死〉がさまざまな形で演出されたのである。庶民は、そこでつくづく〈死〉の意味を考えさせられたのだが、もはや非神話化した現代に、そのような宗教的慣習を復活させてみたところで、何の意味ももたないだろう。

では、どのような〈死〉の教育が可能なのか。まず、若者が〈死〉の場面に立ち会う機会を少しでも多くもつことである。家族の〈死〉、親戚の〈死〉、友人の〈死〉、その一つひとつを大切に受け止めていく。彼らが息絶える瞬間、棺に収められる瞬間、茶毘にふされる瞬間、すべてが〈いのち〉の尊厳を学ぶ最高の機会となる。一人の人間が懸命に生きた生涯に幕を下ろそうとする厳粛な時間を共有できる者は、幸せである。

また、さまざまな障害をもつ人々が、〈死〉と隣り合わせになりながらも、懸命に生きる姿に触れる機会を与えることである。小さなグループ単位で、月に一度か二度は障害者の施設を訪れ、そこで何らかのボランティア活動をしてよいのではないか。学校のカリキュラムの中で、ボランティア活動を義務づけることに反対する向きもあるが、もはやそのような教育を怠るわけにはいかないように思える。

そして因習にとらわれない形で、家庭でも学校でも、スピリチュアルな世界をもっと声高に語っていくべきではないか。死後の世界は、科学的な実証ができないため、学問として取り扱われないことが多いが、この世の生を相対化できないまま、現世の価値観だけを若者に教え込むのは、まちがっている。

たとえば、現代のシャーマンともいえる美輪明宏や江原啓之といった人たちが著した本を食るように読み、彼らがテレビに登場したときは、食い入るように見る。若者も、また未知の世界に大いなる関心を抱いているのである。

臭いものに蓋をするように、霊的な世界を無視してはいけない。実証できない世界のこと、可能性として探り、それについて考える機会を教育の中に取り込んでいく必要がある。

魂は存在するのか。〈死〉を迎えた者の魂は、霊となって、あの世に移行していくのか。自殺という形で生命を終えた者の魂の行方は、どうなるのか。そのような疑問に解答を与える必要はない。それを親も教師も、若者と共に考える時間があってもよいのではなかろうか。

しかも、効果的な〈死〉の教育が成立すれば、いわゆる道德教育というものも、不要となる。なぜなら謹厳なる〈死〉の瞬間に立ち会って、生の尊厳を実感することができ

れば、おのずから自己の行動に規範が生まれてくるからである。

無駄にしてはならない〈いのち〉の有難さというものは、とうてい教科書で学び得るものではない。それは自らの心身を通じて、体得していくものである。われわれには、他者の〈いのち〉を奪い取る権利も、自らの〈いのち〉に終焉をもたらす権利も、与えられていないことを痛いほど感じ取るには、〈死〉を直視させる教育が不可欠である。

ネット自殺とは、通過儀礼を喪失した社会の隅々にまで浸透するインターネット、現代人が抱える虚無感、日本人特有の未熟な自我意識、集団依存心などが見事に集大成された究極の自殺形式である。恐らくは、当分はこの奇怪な現象に歯止めは利かないと思われるが、この事実を真摯に受け止め、より成熟した共同体を構築していく契機とすることができれば、すでにネット自殺をした人たちの行為も、それなりの意味を残しえるのかもしれない。

【参考文献】

小杉礼子『フリーターという生き方』劉草書房、2003

ジョルジュ・バタイユ『エロティシズム』酒井健訳、ちくま学芸文庫、2004

成田善弘『青年期境界例』金剛出版、2004

町田宗鳳『前衛仏教論』ちくま新書、2004

同『〈狂い〉と信仰』PHP新書、1999

平成 16 年度厚生労働科学研究費補助金(厚生労働科学特別研究事業)
Web サイトを介しての複数同時自殺の実態と予防に関する研究
研究協力報告書

ネット自殺における呼び掛人の刑事責任について

川端博(明治大学法科大学院・法学部教授)

1 問題の所在

Web サイトを介してなされる複数同時自殺は、ネット自殺ともいわれ、最近、増加している。現在、「心中」の形態で遂行されるケースが多く見られ、刑事実務上もいわゆる心中事件として扱われ、生き残った者は刑法第 202 条の自殺関与罪として処罰されている。また、インターネットで自殺希望者に自殺用の薬品を提供する行為も遂行されており、これは刑法第 202 条の自殺幫助罪として処罰されている。

このように、インターネットを介してなされる自殺に関して従来の判例に従って実務上、処理される事案もあるが、しかし、現行法上、処罰の対象となり得るのかが問題となる形態の行為も存在する。すなわち、不特定多数の者に「ネット自殺」を呼び掛けた者の罪責が問題となるのである。この場合には、行為者は自殺の呼び掛けだけにとどまっておらず、「心中」行為や自殺を「幫助する」行為は行っていないので、心中による自殺幫助や薬物供与等による自殺幫助を理由とする罪責追及はできない。考えられるのは、刑法第 202 条の「自殺教唆罪」による罪責の追及である。しかし、この場合には、自殺の呼び掛けが不特定多数の者に向けられているので、刑法上、「教唆」といえるかどうかの問題となる。もともと自殺関与罪の存在根拠自体について理論上、大いに争われているのである。そこで、犯罪類型としての自殺関与罪における「教唆犯」及び「幫助犯」が、刑法における一般的な「教唆犯」及び「幫助犯」と性質上異なる点があるので、ネット自殺における自殺教唆罪の成立の可否を考察する場合には、一般理論の検討が必要となる。

2 自殺関与罪の検討

(1) 自殺関与罪における教唆・幫助と刑法の総則における教唆・幫助との関係

刑法第 203 条は、「人を教唆もしくは幫助して自殺させ、または、被害者の囑託を受けもしくはその承諾を得てこれを殺した者は、6 月以上 7 年以下の懲役又は禁錮に処する」と規定している。同条前段が自殺関与罪であり、後段が同意殺人罪である。自殺関与罪は、自殺教唆罪と自殺幫助罪から成る。

刑法上、自殺は犯罪ではなく、不可罰である。自殺を不可罰とする理由に関して、違法性はあるが責任が阻却されるとする説や可罰的違法性がないとする説も主張されている。この点については、自殺は自己の法益の処分行為であるから違法でないとするべきである。

刑法は、自殺を犯罪としていないが、自殺に関与する教唆・幫助行為(自殺関与)を処

罰するものとしているわけである。生命はあらゆる価値の根元であるから、本人が同意していても他人が自殺に関与することは生命の保護にとって有害であるので、それを違法としているのである。

自殺自体は犯罪でないので、判例・通説の立場である共犯従属性説の見地からは、自殺に関与する「教唆」及び「幫助」は刑法の総則における「共犯」である「教唆」犯及び「幫助」犯として把握することはできず、「独立の犯罪類型」として捉えられなければならない。しかし、「教唆」及び「幫助」の概念の基本的性格には、刑法総則における「教唆」及び「幫助」と共通する面があると解すべきである。したがって、自殺関与罪を検討するためには、総則における教唆及び幫助の概念を見ておく必要がある。

(2) 刑法の総則における教唆犯及び幫助犯

教唆犯とは、他人を教唆して犯罪を実行させることをいう(刑法第61条1項)。教唆犯は、みずから実行行為を分担しない点において「共同正犯」と異なり、他人の実行を単に幫助するのではなく、これを誘発する点において幫助犯(従犯)と異なる。教唆犯が成立するためには、教唆者が教唆すること、及び、それに基づいて被教唆者(正犯)が犯罪を実行することを必要とする。

教唆行為は、基本的構成要件に該当する実行行為ではなく、修正された教唆犯の構成要件に該当する行為、すなわち、他人に対して違法行為を行わせる行為であるから、教唆犯の故意も、基本的構成要件の全内容にまで及ぶ必要はなく、被教唆者が実行行為に出ることを表象・認容すれば足りる。教唆犯の故意は、一般の故意の場合と同様、未必的なものでもよい。

教唆行為は、被教唆者に一定の犯罪を実行する決意を生じさせるのに適したものである必要があるが、その手段・方法について制限はない。明示的である必要はなく、暗示的であってもよい(大判昭9・9・29刑集13巻1245頁)。その方法としては、使喚、忠告、囑託、欺罔、威嚇、哀願、指示、命令、誘導、慫慂、利益の供与などがある(大判明43・6・23刑録16輯1280頁、最判昭26・12・6刑集5巻13号2485頁参照)。教唆は、被教唆者に特定の犯罪を実行する決意を生じさせることを要するから、単に漫然と「犯罪をせよ」あるいは「窃盗せよ」と勧めるだけでは教唆とはならない(大判大13・3・31刑集3巻256頁)。しかし、個々の行為について、その日時、場所、方法などを具体的に特定して指示することは必要でない(大判大5・9・13刑録22輯1335頁)。

教唆される「人」は特定している者でなければならないが、特定していれば、一人である必要はなく二人以上の多数者であっても差し支えない。ただし、少数説であるが、かつて被教唆者の特定性を必要としない見解も主張されていた。すなわち、泉二新熊博士は「教唆ノ当時ニ於テ被教唆者ハ特定ノ人タルコトヲ要セス 例ヘハ新聞紙ニ檄文ヲ掲載シテ内乱罪若クハ騒擾罪ヲ不定ノ購買者ニ教唆スルコトヲ得ヘシ」とされたのである(泉二『刑法総論』685頁)。しかし、現在では、不特定の者に対する場合は、「煽動」の範疇に入ると解されている。「煽動」とは、特定の行為を実行させる目的で、文書・図画、又は言動により、

その行為を実行する決意を生じさせ又は現に生じている決意を助長させるような勢いのある刺激を与える行為をいう(破防法第4条2項参照)。「あおり」も煽動と同義であると解されている。「煽動」を処罰する法規としては、破防法第38条ないし第40条、爆発物取締罰則第4条、秘密保護法第5条3項、国税犯則取締法第22条、地方税法第21条1項、公職選挙法第234条などがある。「あおり」を処罰する法規としては、国家公務員法第110条1項17号、地方公務員法第61条4号などがある。

なお、「煽動」又は「あおり」は、被煽動者又はあおられる者が実行を決意し又は既に形成されている決意を助長されたことを必要としないと解されている(独立共犯)。したがって、煽動罪・あおり罪は、教唆犯・幫助犯よりも一步前の段階を処罰するものであるから、教唆犯・幫助犯よりも処罰範囲が広く不明確なものであるとされている。

この問題については、片面的教唆についても検討する必要がある。片面的教唆とは、教唆者が教唆の故意で教唆行為を行ったところ、被教唆者はその教唆行為があることを知らずに犯罪の実行を決意した場合をいう。共同意思主体説は、共犯関係においては共同正犯、教唆犯及び従犯のすべてについて共犯者間の意思の連絡を要すると解するから、片面的教唆犯を否定する。しかし、教唆行為は、教唆の故意に基づいて教唆行為を行い、それによって犯罪の実行を決意させれば足り、被教唆者が教唆されているという事実を認識する必要はないから、片面的教唆犯を認めるのが妥当である。

(3) 自殺教唆罪及び自殺幫助罪

本罪の行為は、意思決定能力を有する者に教唆によって自殺意思を起こさせるか、自殺の意思を有する者の自殺を幫助することである。「教唆」とは、自殺意思のない者に、故意に基づいて自殺意思を生じさせ、自殺をおこなわせることをいう。その方法の如何を問わない。「幫助」とは、すでに自殺を決意している者に対して、自殺行為に援助を与えて自殺を遂行させることをいう。たとえば、自殺の方法を教えたり、自殺の用具を提供したりする行為が幫助にあたる。死後、家族の面倒をみてやるというような精神的幫助もこれに含まれる。

合意に基づく同死すなわち「心中」の1人が生き残った場合について、自殺幫助罪が成立する(大判大15・12・3刑集5巻558頁)。偽装心中についても教唆の方法・手段は、自殺意思を起こさせるに足りるものであればよいことから、本罪の成否が問題となる。意思決定の自由を奪う程度の方法・手段であるときは殺人罪の間接正犯となる。

本罪は、被教唆者・被幫助者が自殺を遂げたときに既遂に達する。教唆・幫助によって本人が自殺行為に出たが死にきれなかったときは未遂となる。本罪が独立罪であることを理由にして、自殺の教唆ないし幫助をおこなったときに本罪の実行の着手があるとする見解もある。しかし、同意殺人罪との統一的把握という観点から、現実には本人が自殺行為に入る状態に至った時に実行の着手をみとめるべきである。したがって、本人が意を翻して自殺行為に出なかった場合には、本罪の未遂とはならない。

3 不特定多数の者に対するネット自殺の呼び掛けと自殺教唆罪の成否

(1) 原則

前に見たように、従来、教唆犯は「特定の者」に対して一定の犯罪の故意を形成し実行行為を行わせるものとして理解されてきた。特定の者である限り、「多数の者」に対しても教唆犯の成立が肯定されるのである。その結果、不特定多数の者に対しては、教唆犯は成立せず、単なる煽動として扱われると解されてきたわけである。

そうすると、現在、ウェブサイトで不特定の多数者に対して自殺を呼び掛ける行為は、自殺教唆罪を構成しないことになる。それは、不特定多数人に対して「意見表明」を行ったにすぎないのである。これを教唆犯として処罰するのは、刑法の根本原則としての罪刑法定主義の派生的原則の一つである「類推解釈の禁止」に違反することになる。したがって、このような行為を処罰するには立法措置が必要である。

なお、「読売新聞」2005年3月10日付東京版は、「自殺サイト運営 罰金4500万円 豪、日本の『ネット心中』報道受け」という見出しで次のように報じている。すなわち、「オーストラリアの連邦政府はこのほど、インターネット上の自殺関連サイトの管理者に対し、最高55万豪ドル(約4500万円)の罰金を科す法案の導入を決めた。日本で相次ぐネット心中事件がオーストラリアで大きく報道されたのがきっかけ。ネット上で自殺をあおったり、自殺方法などを公開した場合が処罰の対象になる。ただ、安楽死に関するサイトや、ネット上での安楽死議論は除外される。法案は今週、議会に提案されるが、最大野党・労働党は賛成しており、可決・成立する見込み。オーストラリアでは自殺関連サイトは大きな社会問題とはなっていないが、エリソン司法・税関相は日米の例を上げた上、『ネット上の破壊的な意図から無防備な個人を守るため』と述べ、法案の意図が集団自殺の予防であることを強調した」と。これは、自殺の呼び掛け人を処罰するのではなくて、自殺サイトの管理者を処罰するものである。立法の方法としてこれは参考になるであろう。

(2) 行為態様による取扱い

インターネットを利用する自殺の呼び掛けであっても「行為態様」によっては、現行法上も「特定の者」に対する自殺教唆罪を構成し得るものがあると考えられる。

まず、ホームページを開設して、アクセスした者が書き込みできるようにしている場合、書き込みをした者は、その時点で「特定性」を獲得したものと解することができる。すなわち、一般に公開されている段階では「不特定多数の者」に対する「自殺に関する意見の表明」にすぎないが、しかし、アクセスしてそのホームページを読んでそれに応える形でコンタクトを取った時点で、呼び掛けた者はその者と一定の「連絡」を取ることが可能となる。そうすると、その時点で「特定の者」に対して働き掛けたものとして評価することが可能である。すなわち、書き込みをすることによって、書き込みをした者は「特定の者」としての性格を取得するわけである。その場合に、ハンドルネームを使用することは「特定性」にとって何ら障害とはならない。なぜならば、仮名・ペンネームを使用したとしても、それが誰を指称するのかを何らかの方法で確定できる限り、「特定の者」であることを